

平成 30 年 6 月 5 日

国民民主党・新緑風会 藤田 幸久

外交防衛委員会質問要旨

1 TPP11

- ① 米国の参加を前提とした牛肉セーフガードは有効に機能するのか？政府は各国から見直しの理解を得ていると説明するが、その保証はどこにあるのか。また、米国の不参加を受け、牛肉以外にも見直す必要がある農産品セーフガードや関税割当て枠が実はあったのではないか。（外務大臣）
- ② 関税暫定措置法における、CPTPP参加国以外からの輸入牛肉についてのセーフガードは継続される模様だが、米国が協定に復帰した場合はこの措置は廃止されるのか？継続されるのか？（外務大臣）
- ③ 畜産・酪農生産力強化対策事業の柱は何か？（農水省）
- ④ 水田活用による飼料作物生産奨励のための水田活用の直接支払い交付金の拡充について答弁頂きたい（農水省）
- ⑤ 遺伝子組換え食品・作物（GMO）に違法なものが混入していた場合、輸出国・輸入国間で協議するとした TPP 条項は、日本など輸入国がこれまでのように輸出国へ当該品を突き返すことをせず、協議をすることとなるのは輸出国への譲歩ではないか？また、輸出国が輸入国に新規 GMO を合法化するよう要求できる項目は輸入国への主権侵害ではないか？（外務大臣）
- ⑥ 輸入食料の検査について 48 時間以内に検疫所を通過させるルールは検疫におけ

るチェックがおろそかになるのではないか？少額急送貨物に係る免税基準額の検討規定が凍結された理由は何か。検疫・通関に係るルールや基準の見直し義務が国の主権の侵害にあたりと判断した国があったからではないのか。（外務大臣）

⑦ TPP 第 8 章（貿易の技術的障壁措置）の附属書では「食品添加物」の情報開示が企業秘密を理由に制限できるとされている。これは消費者が食品の内容を知る権利を奪い選択権を侵害することになるのではないか？（外務大臣）

⑧ 政府は、I S D S 条項は、公共の福祉に係る正当な目的のために行う措置は妨げられないと説明するが、I S D S 条項のうち「投資の許可」、「投資に関する合意」違反の仲裁付託規定が凍結されたのはなぜか。I S D S 条項が国の主権の侵害にあたりと判断した国があったからではないのか。政府は、今後も I S D S 条項が国の主権を一切侵害するものではないと言い切れるのか。（外務大臣）

2 米朝首脳会談

① トランプ米大統領は、6月12日の米朝首脳会談は「プロセスの始まり」、C V I Dについても「時間をかけて構わない」と発言した。米国は首脳会談を複数回重ねることで最終合意に至るという現実的な案に転じて、事実上の方針転換をしたのではないか？（外務大臣）

② シャングリラ会議に際して行われた日米韓防衛相会談の共同声明で、「最大限の圧力」の表現が無かった背景は？（防衛大臣）

③ シャングリラ会議における小野寺防衛大臣の講演直後の質疑において、韓国防衛大臣が、圧力一辺倒の日本に対して異論を唱えたというのは本当か？（防衛大臣）

- ④ トランプ大統領は、北朝鮮の非核化後の経済支援について、米国が多額の支援をすることはなく、日中韓に任せるとの考えを示したそうだが、この点についても日米間で「綿密に擦り合わせ」であるのか。(外務大臣)
- ⑤ トランプ大統領は、金英哲（キム・ヨン Chol）朝鮮労働党副委員長との会談において人権問題を取り上げなかった。本当に米朝首脳会談で拉致問題が提起されるのか。(外務大臣)
- ⑥ 安倍総理はG7サミット出席に先立ち訪米し、7日にトランプ大統領と会談する。米朝首脳会談の直前にわざわざ米国を訪問し、日米首脳会談を行うのは日米連携に不安があり、「日米が100%共にある」との確信が持てないのではないか。また、そのような状況に日本が置かれていると正直に認めるべきではないか。
- (外務大臣)